

平成31年度
事業計画書

(第68期)

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

～ 目 次 ～

I 基本方針

II 事業計画

III 収支予算書

1 収支予算書

2 収支予算書内訳表

3 資金調達及び設備投資の見込み

I 基本方針

我々の予想を超えて急速に進む高齢化、人口減少は、社会構造の変革をもたらし、深刻な人手不足を引き起こしています。国も新たな在留資格「特定技能制度」を作り、対応に動き出しています。介護（看護補助者含む）や外食業（医療福祉施設給食含む）も対象業種になっており、今後外国人労働者なくしては、医療福祉は成り立たなくなると思われます。

今年の4月からは働き方改革関連法が施行され、病院職員の労務管理が厳格化され、特に医師の勤務管理に関する労働基準法を中心とする法令遵守を徹底する必要に迫られています。医師の応召義務や宿日直の問題など解決すべきことは多くありますが、医師の勤務環境改善の為にはもちろん、良質で健全なる医療や病院経営のためにも、必要不可欠であると思われま

す。また今年の10月には、消費税増税が予定されていますが、社会保険診療等に係る医療は消費税非課税である一方、その価格は診療報酬制度による公定価格となっているため、平成元年の消費税導入以来、仕入れ税額相当分を診療報酬で補てんする措置が講じられてきました。しかし、補てんにばらつきがある等の指摘があり、今般の消費税率10%への引き上げに際しては、診療報酬の配転方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることになりました。消費税は損税といわれる他の一般科病院に比して、精神科病院では15%の益税であったこともあり、今回の診療報酬改定での特定入院料上乗せ率は2%前後に抑えられており、より効率的な病院経営が求められる状況になっています。

厚生労働省の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」（平成29年2月8日）に記載された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、医療計画、障害福祉計画に位置付けられました。しかしながら、各自治体の基盤整備は進まず、「精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる」の理念が正しく理解されていない状況にあります。今後は、地域住民の理解が深まるよう、精神障害についての普及・啓発を進め、社会の受け皿となる精神保健医療福祉体制の基盤整備に協力していくことが重要であると思われま

す。2016年12月、カジノ法の呼び名で注目を集めるIR推進法（統合型リゾート整備推進法案）が成立し、ギャンブル依存症をはじめ、アルコール依存症やネット依存症などの依存症対策が急務になってきています。厚生労働省もこのことは重要視しており、今後行政機関との連携を含め、各医療機関が十分に対応できるよう診療体制をより充実させる必要があります。

このような様々なことに対応できるよう、職員一人一人が自覚を持って努力し、新年度の事業実施の適正化に努め、公益法人としてその理念を順守し、地域社会から求められる使命、役割を果たして参りたいと思ひます。

II 事業計画

1. 精神障害者に対して、救急・急性期治療をはじめとする医療を提供するとともに、リハビリテーションの実施をはじめとする各種社会復帰のための支援を行うことで、公衆衛生の向上を図る事業

- (1) 救急・急性期診療及び重度認知症治療、並びに療養環境を提供する事業の促進
 - ① 効率的な医療提供体制の確立
入院機能の専門分化の促進
 - ② 対象患者の療養環境の整備
病棟の機能に応じた療養環境の整備
 - ③ 外来部門の円滑・効率的な事業促進
- (2) 集中的な退院支援・地域移行を重点的に進める精神病棟の整備（メンタルホスピタル鹿児島）
- (3) 障害者の全人的復権の精神科リハビリテーションと疾患別等専門プログラムを行う事業の促進
- (4) へき地医療・離島医療を支援する事業の促進
 - ① 年間事業計画の策定、事業の定期的検証の実施
- (5) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援の事業促進
 - ① 精神障害者の社会復帰支援とする共同生活援助事業やデイケア・デイナイト事業、再入院防止を図るための精神疾患患者への訪問看護事業の実施
 - ② 社会復帰に向けた自立支援事業の強化
在宅支援部の設置（メンタルホスピタル鹿児島）、就労継続支援B型事業所事業実施、ハローワーク就労支援連携強化
- (6) 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）の事業実施

2. 精神障害者の権利と安全の管理強化

- ① 継続的質改善のための取組みの管理及び強化
- ② 病院機能評価に対する取組みと実施後の活用の強化
 - ・メンタルホスピタル鹿児島・鹿屋の病院機能評価受審後、更新後の更なる改善活動を推進し、病院体制の一層の充実や医療の質向上、効果の上がる具体的な改善目標を設定する

3. 生活困難者に対し無料又は低額な診療を提供することで、公衆衛生の向上を図る事業

- (1) 社会福祉法第2条第3項に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金を診療を行う事業」

4. 地域住民を対象にした予防措置や治療方法等の普及・啓発の実施、各種相談への対応を行うことで精神科医療への理解促進と地域の福祉向上を図る事業

- (1) 職場のメンタルヘルス、職場復帰の支援事業の促進と強化
- (2) 地域の関係機関等と連携による早期発見と早期治療の普及啓発の活動の強化
 - ① 精神科領域の保健福祉関係団体等が主催する研修会等への講師派遣活動
 - ② 精神科領域の家族の会等の団体、事業者等が開催する研修会等へ協力し、講師派遣活動の促進
 - ③ 関係団体等と連携する精神科領域等の保健福祉の事業活動の促進
 - ④ 精神障害者の療養環境の向上や社会復帰に結び付けるなどの目的のために、精神保健福祉施策の事業推進に協力、連携した活動の促進
 - ⑤ 地域医療支援機能の強化
 - ⑥ 社会的要請への対応の強化
 - ⑦ 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援の事業強化
- (3) 災害時支援体制を組織的に構築し、「日精協災害拠点病院」として協力体制を整備
- (4) 災害時対応の障害者や高齢者をケアする「福祉避難所」による事業体制の構築
 - ① 関係機関と連携した、福祉避難所体制の広報と運営の促進

5. 精神科医療の担い手確保を視野においた医療従事者の養成及び再教育を図る事業

- (1) 精神障害者の医療・保健福祉を支える看護師養成事業の強化促進
 - ① 精神疾患患者の医療を提供する看護体制の維持・安定に寄与する看護専門学校事業の強化
- (2) 医療従事者を志願する者の就学支援のための奨学金貸与制度の活用強化
 - ① 奨学金貸与制度の概要の広報活動の強化、貸与制度の社会情勢等の状況に反映された対応策の調査研究、奨学金貸与規程の整備など
- (3) 障害者の医療・福祉の向上を目的とする無料公開講座の事業促進
- (4) 地域の医療従事者養成機関及び教育実習等と連携した、質の高い人材育成を図るための後方支援の事業促進
- (5) 臨床研修病院（協力型研修病院）による医師人材育成の支援事業の強化
 - ① 公益社団法人鹿児島共済会と社会医療法人緑泉会等が指定を受ける臨床研修病院の協力型研修病院の適切な事業体制の継続事業

6. 事業運営管理の強化

- (1) 法人社員総会や理事会及び常任理事会等の適正な実施と運営の確保
 - ① 社員総会・理事会の開催

社員総会の開催予定	定時社員総会	1回実施
理事会の開催予定	定例理事会	2回実施
	臨時理事会	
 - ② 理事会決議事項の遵守と活動の強化
法人幹部職員との意見交換会の実施、役員を講師とする職員研修会の実施
常任理事の業務執行状況報告の実施
各事業所管理の規則及び規程・マニュアルの整備状況の掌握と助言・指導の強化
 - ③ 監事の職務・権限等の明確化と業務の実施
法人の監事監査規程に定める公益法人の業務監査権限と会計監査権限を遂行する職務
年度内監事監査の実施
 - ④ 法人統括本部の機能強化
現行の法人統括本部の組織規程、業務分掌規程の見直し
- (2) 経営管理体制の強化
 - ① 意思決定プロセスの仕組みの整備－職務権限規程・組織規程等による運営の強化
 - ② 運営管理に必要な規程、規則の改善
 - ③ 公益社団法人としての適切な事業管理の強化
 - ア 公益目的事業の実施状況の定期的な検証と見直し作業の促進
 - イ 内部経理監査体制の実施 年1回以上
 - ウ 公益法人に求められる定期提出書類及び情報開示に関する事項の適正な実施
 - ④ 病院等の各事業所に設置される各種委員会活動の目的とその活動強化
- (3) 財務・経営管理の強化
 - ① 法人の財政健全化と各事業経営の分析とその活用の強化
 - ② 予算管理、財務管理の徹底強化
 - ③ 民間助成金の有機的活用の促進
 - ④ 経理業務の担当見直し
 - ⑤ 基幹業務システム（財務）の更新

7. 中長期事業計画の積極的促進

- (1) 精神障害者が自宅等の住み慣れた生活の場で療養しながら、自分らしい生活が続けられるよう医療・介護等関係機関・市町村との連携を軸とした包括的かつ継続的な住宅・医療・介護の提供体制（地域包括支援システム）構築に向けて、下記の通り中長期的な再編を行う。

（メンタルホスピタル鹿児島）

① 精神科（救急）・急性期治療の充実

- ・ 24時間365日応需体制の整備
- ・ 平均在院日数の短縮

② 退院促進、地域移行を促進する。

③ 退院後の生活支援の仕組みを整備する。

④ 病床のダウンサイジングを視野に入れる。

- (2) 病棟機能分化の積極的な促進（メンタルホスピタル鹿屋）

- (3) 認知症疾患医療センター運営強化（メンタルホスピタル鹿屋）

大隅半島の認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として、また、指定を受けた医療機関としての事業の促進強化

- (4) 電子カルテの導入（メンタルホスピタル鹿児島）及び準備（メンタルホスピタル鹿屋）

8. 職員の資質や意欲の向上を目指し、安心して働ける職場環境の整備

① 人事制度の構築（人事考課・等級・給与制度）とそれに伴う諸規程の見直し

② 職員の能力向上や自己啓発の促進を目的とした、公的資格取得支援制度の運用の強化

③ 優れた能力を持ち将来の活躍を期待できる職員に対し学資の貸付を行い、優秀な人材を育成することを目的とした奨学金貸与制度の運用強化

④ 職場の安全衛生の確保－職業感染への対応、院内暴力、ハラスメントについての組織的対応、職場整備など

⑤ 職員の質の向上を目的とする事業の強化

⑥ 働き方改革への対応

⑦ 障害者雇用機会の拡大の促進

⑧ 高齢者雇用の促進など

9. 危機管理の強化

- (1) 病院の保安体制の整備、強化

- (2) 災害発生時の対応体制の整備、強化

- (3) 病院等の防災体制の整備、強化

- (4) 紛争化・訴訟に対応する仕組みの強化など

- (5) 情報セキュリティ機能の整備、強化